

輸入関連の措置の概要(2024年7月1日現在)		
	輸入禁止措置	対象品目
経済産業大臣の承認を要する。	ウクライナからの輸入	<p>2014年付告示指定 以下の地域を原産地とする全貨物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリミア自治共和国 ・セヴァストポリ特別市 <p>2022年2月26日付告示指定 以下の地域を原産地とする全貨物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ドネツク人民共和国」(自称) ・「ルハンスク人民共和国」(自称)
	ロシアからの輸入	<p>2022年4月12日付告示指定 ・ロシアを原産地又は船積地域とするアルコール飲料、木材、機械類・電気機械</p> <p>2022年7月25日付告示指定 ・ロシアを原産地としロシアから積み出された貴金属(金の地金、金貨等)(財務大臣の許可を要する)</p> <p>2022年12月5日付告示指定 ・1バレルあたり60米ドルを超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油(「サハリン2」プロジェクトにおいて生産された原油を除く。)</p> <p>2023年2月6日付告示指定 ・1バレルあたり100米ドル(高価値品)又は45米ドル(低価値品)を超える価格で取引されるロシアを原産地とする石油製品</p> <p>2023年12月20日付告示指定 ・ロシアを船積地域とする非工業用ダイヤモンド</p> <p>2024年4月10日告示指定 (2024年5月10日施行、施行前の輸入契約に基づく輸入は、施行日から起算して3か月経過した日までは輸入が認められる) ・ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンド(1個あたりの重量が1カラット未満のものを除く。これらは経済産業大臣の確認を要する)</p>